



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
（環境局多摩環境事務所環境改善課）

公告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………三
（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………四
（同）
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………四
（都市整備局市街地整備部再開発課）
- 開発行為に関する工事完了……………四
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
（産業労働局商工部地域産業振興課）

正誤

- 令和四年六月二十二日付東京都規則第百三十八号……………五

告示

●東京都告示第千百三十七号

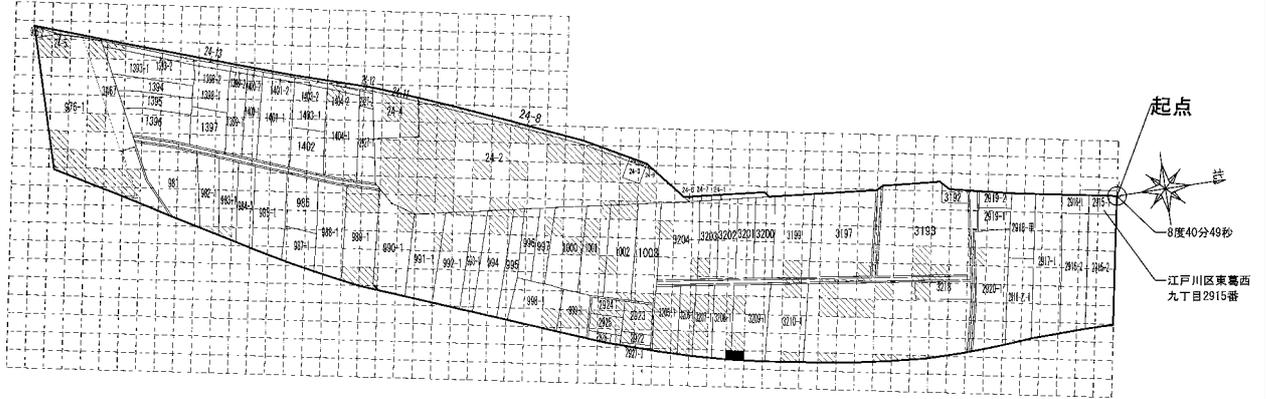
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第三百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区東葛西九丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡 例】

- 形質変更時要届出区域
(平成31年東京都告示第345号により指定した区域)
- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界

【起点】

起点は、江戸川区東葛西九丁目2915番1の最北端とする。

【格子の回転角度(8度40分49秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

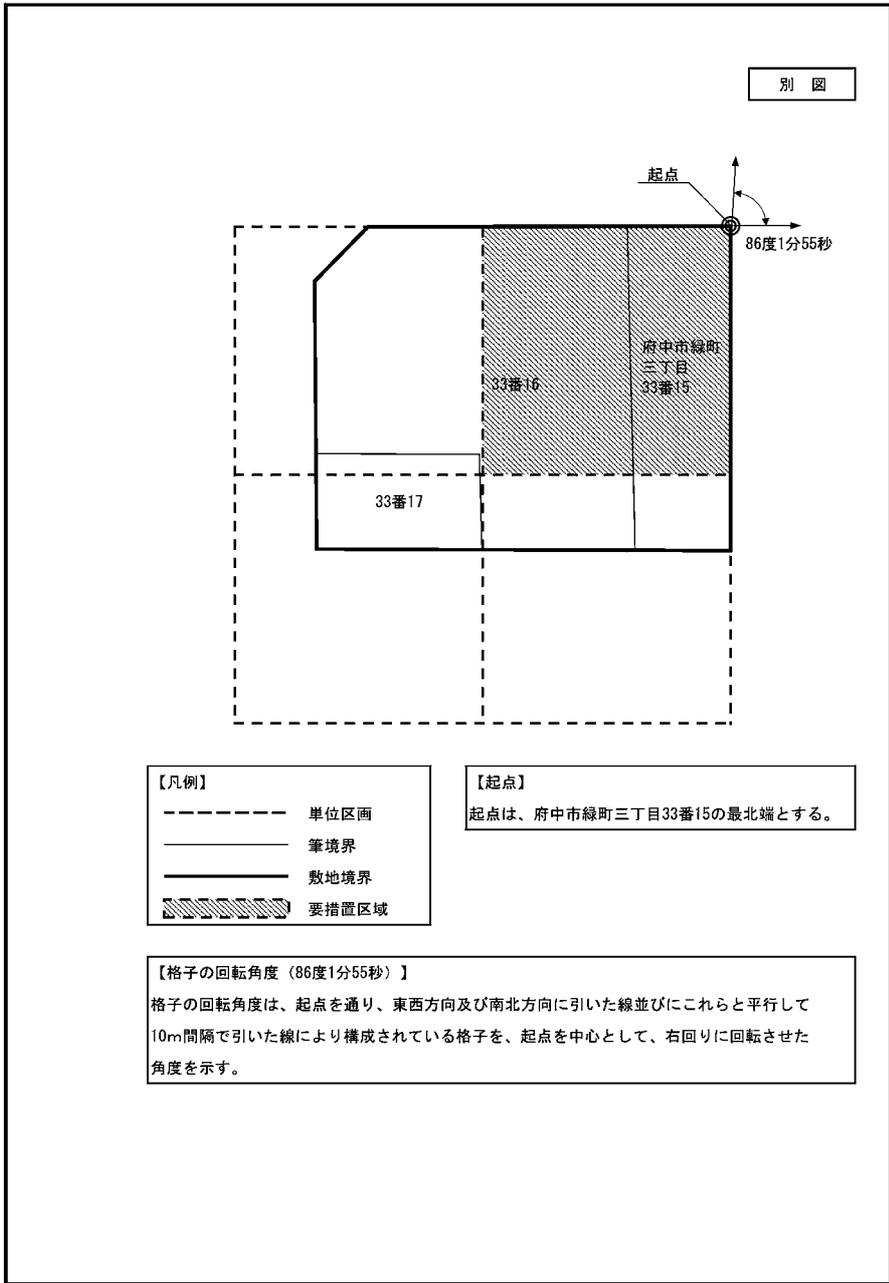
●東京都告示第千百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(府中市緑町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人バードリサーチ

二 代表者の氏名

植田 睦之

三 主たる事務所の所在地

国立市東一丁目四番地二十八 篠崎ビル三〇二号室

一 名称

特定非営利活動法人アークス仏教国際協力ネットワー

ク

二 代表者の氏名

松本 智量

三 主たる事務所の所在地

江東区清澄三丁目六番八号

一 名称

特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン
 二 代表者の氏名
 松本 恵里
 三 主たる事務所の所在地
 杉並区永福四丁目一番九号 エイジアームズーB

一 名称
 特定非営利活動法人CFEJジャパン
 二 代表者の氏名
 安部 光彦
 三 主たる事務所の所在地
 世田谷区給田三丁目三十四番三号 山喜荘一〇一

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について
 令和四年八月二日
 東京都知事 小 池 百合子

一 名称
 特定非営利活動法人国境なき医師団日本
 二 代表者の氏名
 中嶋 優子
 三 主たる事務所の所在地
 新宿区馬場下町一番地一 FORECAST早稲田F

IRST三階
 市街地再開発組合の理事長の住所の変更について
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により月島三丁目北地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
 令和四年八月二日
 東京都知事 小 池 百合子

一 氏名
 金子 哲明
 二 住所
 中央区佃二丁目十一番十四一六〇一号

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和四年八月二日
 東京都多摩建築指導事務所長
 名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 日野市大坂上四丁目十八番六 日野市大坂上三丁目二十十一から同番六十二まで 番地の八
 許可を受けた者の住所及び氏名
 河野 和正

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年八月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
 令和四年八月二日
 東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
 山崎ビル
 二 店舗所在地
 杉並区高井戸西二丁目十番十三号
 三 設置者名
 有限会社山崎産業
 四 設置者住所
 杉並区高井戸西二丁目十二番五号
 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
 合同会社西友
 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
 株式会社西友
 七 変更日
 令和四年一月六日
 八 届出日
 令和四年七月十一日
 九 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

<p>十 縦覧期間 令和四年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友新小岩店</p> <p>二 店舗所在地 葛飾区新小岩二丁目四十四番二号</p> <p>三 設置者名 株式会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者名 合同会社西友</p> <p>六 変更後の設置者名 株式会社西友</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p> <p>九 変更日 令和四年一月六日</p> <p>十 届出日 令和四年七月十一日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十二 縦覧期間 令和四年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 西友浜田山店</p>
<p>二 店舗所在地 杉並区浜田山三丁目二十九番六号</p> <p>三 設置者名 株式会社安藤興産</p> <p>四 設置者住所 杉並区浜田山三丁目三十五番三十一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p> <p>七 変更日 令和四年一月六日</p> <p>八 届出日 令和四年七月十一日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 令和四年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 イオンタウン田無芝久保</p> <p>二 店舗所在地 西東京市芝久保町一丁目十二番五号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 マックスバリュ関東株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 手塚 大輔（マックスバリュ関東株式会社）ほか</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 島田 諭（マックスバリュ関東株式会社）ほか</p>
<p>八 変更日 令和三年五月十九日ほか</p> <p>九 届出日 令和四年六月二十八日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十一 縦覧期間 令和四年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p style="text-align: center;">正 誤</p> <p>○令和四年六月二十二日付東京都規則第百三十八号 増刊53二ページ下段の表中「又は精神科救急医療業務」を「及び精神科救急医療業務」に訂正する。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

